

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 7 月 8 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

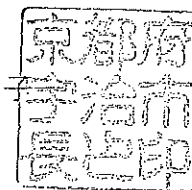
専 決 処 分 書

専決第9号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年6月10日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 400,433円

2 損害賠償の相手方 住所

[Redacted address]

氏名

[Redacted name]

[Redacted name]